

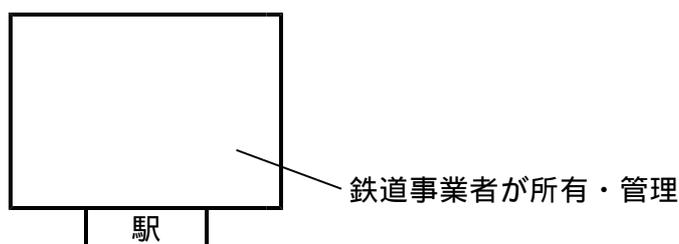
交通事業者による交通結節点の利用について

標記について、実態が不明との委員の御指摘を受けたことを踏まえ、第3回懇談会でのヒアリング、地方運輸局によるヒアリング等において示された事例を類型分けしたものを。

なお、これらの類型はあくまで例示であり、実態としては、これら以外に多種多様な形態があるとされており、鉄道事業者の承認、自治体の許可等を受けるに当たり、構内営業会等が実質的に一定の調整を行う場合とそうでない場合があるほか、警察の要請等で乗入台数の自主規制が行われている場合もある。

(1) 駅前広場

鉄道事業者が駅前広場に係る土地全体を所有し、単独で管理している場合

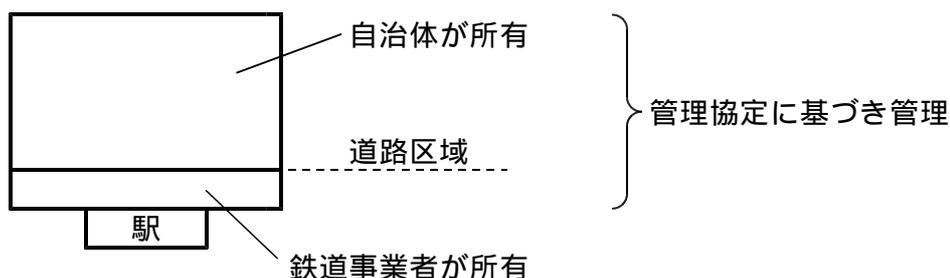


タクシー・バスの乗入、駐車等は、鉄道事業者の承認等を受けた事業者だけが行える場合が多い。(JRの場合は、承認を受け「JR」のステッカーをつけた車だけが乗り入れられるなど。)

鉄道事業者と自治体とが共同で駅前広場を整備した場合

(例) JRの場合は、S62年運輸省・建設省協定()に基づき整備

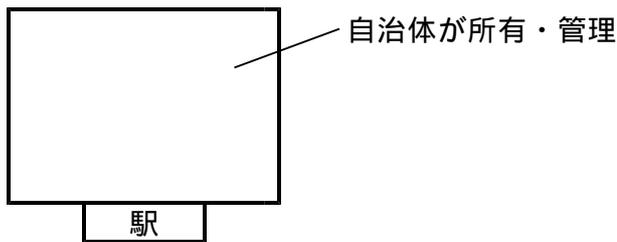
- ・土地所有：1/6線以内(駅側)は鉄道事業者が、1/6線より外側(都市側)は自治体がそれぞれ必要に応じ買収し、所有。
- ・道路区域：1/6線より外側(都市側)、1/6線以内(駅側)は道路区域に含めない。
- ・管理方法：自治体と鉄道事業者で締結する管理協定の定めるところによる。(鉄道事業者のみが管理する場合、所有区分に基づき各々が管理する場合、自治体のみが管理する場合がある。)



鉄道事業者と自治体で構成される駅前広場管理委員会に諮った上で鉄道事業者又は自治体から承認を受けた事業者に限り乗り入れられる場合、条例に基づき自治体の許可を受けた事業者に限り乗り入れられる場合等がある。

- () JR本州3社は平成14年4月「都市計画による駅前広場の造成に関する申合せ」を策定し、以降は原則としてこれに基づき整備。

自治体が駅前広場に係る土地全体を所有し管理している場合



事例としては、条例に基づき自治体の許可を受けた事業者に限り乗り入れられる場合等がある。

(2) 空港

(例) 中部国際空港(空港に係る土地は空港会社が所有)

- 中部国際空港の開港に併せて、
利用者の視点に立った国際空港に相応しいタクシーサービスの提供とタクシー乗り場の秩序維持
環境対策
空港タクシーの永続的な事業運営
を目的とする構内タクシー営業会が平成16年6月に設置され、7事業者103台が登録。
- 構内タクシー営業会が空港会社からタクシーバースを借り受け、当該バースを営業会会員等に利用させる。(タクシーバースは、一般車両用5バース、福祉対応車両用1バース、予約タクシー用2バースの計8バース)
- 一般車両用の5バースと福祉対応車両用の1バースは営業会会員のタクシーしか利用できないが、予約タクシー用の2バースは営業会会員以外のタクシーでも利用料を支払って利用することができる。
- また、営業会への入会は、当該エリアを営業区域とする事業者であれば原則として誰でも可能。